

平成 30 年

舞鶴市議会 12 月定例会議案

第 95 号議案～第 113 号議案

平成 30 年 12 月 5 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 95 号議案	平成 30 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 5 号)	別 冊
第 96 号議案	平成 30 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 4 号)	〃
第 97 号議案	平成 30 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 3 号)	〃
第 98 号議案	平成 30 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 99 号議案	舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
第 100 号議案	舞鶴市滞在型農林業体験実習施設条例の一部を改正する条例制定について	2
第 101 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴市商工観光センター)	4
第 102 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴市勤労者福祉センター)	6
第 103 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴市農業公園)	7
第 104 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴親海公園)	8
第 105 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴自然文化園)	9
第 106 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴市西市民プラザ)	10
第 107 号議案	指定管理者の指定について(青葉山ろく公園(グリーンスポーツセンター、パターゴルフ場、多目的広場等))	11
第 108 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴市大丹生コミュニティセンター)	12

第 109 号議案	指定管理者の指定について(舞鶴市総合文化会館及び舞鶴東コミュニティセンター)	13
第 110 号議案	指定管理者の指定について(青葉山ろく公園(陶芸館))	14
第 111 号議案	指定管理者の指定について(東舞鶴公園、舞鶴文化公園、泉源寺公園、前島みなと公園、伊佐津川運動公園及び舞鶴東体育館)	15
第 112 号議案	工事請負契約の変更について((仮称)舞鶴こども園整備工事)	17
第 113 号議案	公有水面埋立てに関する意見について	19

第 99 号議案

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「就労自立給付金」の右に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表の 5 の項中「生活保護関係情報又は」を削る。

別表第 3 の 1 の項中「就労自立給付金」の右に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

生活保護法及び国の命令の改正に伴い、特定個人情報に係る規定を整備したいので提案する。

第 100 号議案

舞鶴市滞在型農林業体験実習施設条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市滞在型農林業体験実習施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市滞在型農林業体験実習施設条例の一部を改正する条例

舞鶴市滞在型農林業体験実習施設条例(平成 13 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条を削り、第 6 条を第 4 条とし、第 7 条から第 9 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第 10 条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第 1 項中「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない」を「月額 20,000 円の使用料を市長の指定する期日までに納付しなければならない」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条を第 8 条とする。

第 11 条の見出しを「(使用料の減免)」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第 9 条とする。

第 12 条の見出しを「(使用料の還付)」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に、「返還しない」を「還付しない」に改め、同条ただし書中「特別の事情があると認める」を「市長が必要と認めた」に改め、「、指定管理者は」を削り、「返還する」を「還付する」に改め、同条を第 10 条とする。

第 13 条を第 11 条とし、第 14 条を第 12 条とし、第 15 条を第 13 条とする。

第 16 条を削り、第 17 条を第 14 条とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

滞在型農林業体験実習施設の管理を効果的かつ効率的に行うため、当該施設を指定管理施設から市の直営施設に移行したいので提案する。

第 101 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市商工観光センター

所在地 舞鶴市字浜 66 番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 舞鶴商工会議所

代表者 会頭 小 西 剛

所在地 舞鶴市字浜 66 番地

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市商工観光センターの指定管理者を指定したいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第 1 項及び第 2 項 略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第 4 項 略)

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項以下 略)

第 102 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市勤労者福祉センター

所在地 舞鶴市字溝尻 150 番地 11

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 一般財団法人舞鶴勤労者福祉協議会

代表者 代表理事 長 柄 俊 治

所在地 舞鶴市字溝尻 150 番地の 11

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市勤労者福祉センターの指定管理者を指定したいので提案する。

第 103 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市農業公園

所在地 舞鶴市字瀬崎地内

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 株式会社農業法人ふるる

代表者 代表取締役 秋 安 俊 豪

所在地 舞鶴市字瀬崎 60 番地

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市農業公園の指定管理者を指定したいので提案する。

第 104 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴親海公園(舞鶴親海公園海釣護岸、漁村活性化センター等)

所在地 舞鶴市字千歳地内、同地先

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 株式会社農業法人ふるる

代表者 代表取締役 秋 安 俊 豪

所在地 舞鶴市字瀬崎 60 番地

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴親海公園(舞鶴親海公園海釣護岸、漁村活性化センター等)の指定管理者を指定したいので提案する。

第 105 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴自然文化園(ツバキ園、アジサイ園等)

所在地 舞鶴市字多祢寺地内

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人舞鶴市花と緑の公社

代表者 理事長 櫻 井 裕

所在地 舞鶴市字多祢寺 24 番地 12

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴自然文化園(ツバキ園、アジサイ園等)の指定管理者を指定したいので提案する。

第 106 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市西市民プラザ

所在地 舞鶴市字円満寺 158 番地の 6

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 特定非営利活動法人まちづくりサポートクラブ

代表者 代表理事 世 良 孝

所在地 舞鶴市字円満寺 158 番地 6

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市西市民プラザの指定管理者を指定したいので提案する。

第 107 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 青葉山ろく公園(グリーンスポーツセンター、パターゴルフ場、多目的
広場等)

所在地 舞鶴市字岡安地内

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 一般財団法人舞鶴市スポーツ協会

代表者 代表理事 内 藤 行 雄

所在地 舞鶴市字上安久 420 番地

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

提案理由

青葉山ろく公園(グリーンスポーツセンター、パターゴルフ場、多目的広場等)の
指定管理者を指定したいので提案する。

第 108 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市大丹生コミュニティセンター

所在地 舞鶴市字大丹生 212 番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 西大浦産業株式会社

代表者 代表取締役 南 清 造

所在地 舞鶴市字千歳 352 番地の 2

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市大丹生コミュニティセンターの指定管理者を指定したいので提案する。

第 109 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

(1) 名 称 舞鶴市総合文化会館

所在地 舞鶴市字浜 2021 番地

(2) 名 称 舞鶴東コミュニティセンター

所在地 舞鶴市字浜 2021 番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人舞鶴市文化事業団

代表者 代表理事 馬 場 俊 一

所在地 舞鶴市字浜 2021 番地

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市総合文化会館及び舞鶴東コミュニティセンターの指定管理者を指定したいので提案する。

第 110 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 青葉山ろく公園(陶芸館)

所在地 舞鶴市字岡安地内

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人舞鶴市文化事業団

代表者 代表理事 馬 場 俊 一

所在地 舞鶴市字浜 2021 番地

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

提案理由

青葉山ろく公園(陶芸館)の指定管理者を指定したいので提案する。

第 111 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 東舞鶴公園(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場、弓道場等)
所在地 舞鶴市字行永地内
- (2) 名 称 舞鶴文化公園(舞鶴文化公園体育館、文化公園プール、文化公園多
目的施設、多目的広場等)
所在地 舞鶴市字上安久地内
- (3) 名 称 泉源寺公園(泉源寺多目的施設等)
所在地 舞鶴市田中町地内
- (4) 名 称 前島みなと公園(人工芝テニスコート等)
所在地 舞鶴市字浜地内
- (5) 名 称 伊佐津川運動公園(人工芝グラウンド、多目的グラウンド、クレー
テニスコート等)
所在地 舞鶴市字上安久、字円満寺地内
- (6) 名 称 舞鶴東体育館
所在地 舞鶴市字北吸 1054 番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 舞鶴スポーツネットワーク

代表者 舞鶴市字上安久 420 番地
一般財団法人舞鶴市スポーツ協会
代表理事 内 藤 行 雄
構成員 大阪市中央区北浜四丁目 1 番 23 号
美津濃株式会社
代表取締役 水 野 明 人
構成員 大阪市中央区北浜四丁目 1 番 23 号
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 田 中 勝 次
所在地 舞鶴市字上安久 420 番地

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

提案理由

東舞鶴公園(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場、弓道場等)、舞鶴文化公園(舞鶴文化公園体育館、文化公園プール、文化公園多目的施設、多目的広場等)、泉源寺公園(泉源寺多目的施設等)、前島みなと公園(人工芝テニスコート等)、伊佐津川運動公園(人工芝グラウンド、多目的グラウンド、クレーテニスコート等)及び舞鶴東体育館の指定管理者を指定したいので提案する。

第 112 号議案

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

(仮称)舞鶴こども園整備工事

2 変更前契約金額

282,627,360 円

3 変更後契約金額

285,228,000 円

4 契約の相手方

丸富・西工舎・丹和特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市字市場 202 番地 10

株式会社丸富建設

代表取締役 久富 慶亮

構成員 舞鶴市字引土 59

株式会社西工舎

代表取締役 丸岡 登

構成員 舞鶴市字宮津口 51

株式会社丹和

代表取締役 谷口 洋史

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

(仮称)舞鶴こども園整備工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 113 号議案

公有水面埋立てに関する意見について

市内成生地区に係る公有水面埋立てに関し、下記のとおり意見を述べることに
ついて公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 3 条第 4 項の規定により議会の議決
を求める。

記

異 議 な し

平成 30 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

成生地区に係る公有水面の埋立てに関し意見を述べたいので提案する。

参 考

公有水面埋立法第3条第1項の規定による市内成生地区に係る公有水面埋立ての概要

1 出願人の住所及び名称

舞鶴市字北吸 1044 番地

舞鶴市

2 埋立区域

舞鶴市字成生小字観音崎 10044 番地の 2、同小字観音崎 10044 番地の 9 及び同小字小成生 669 番地の 1 の地先公有水面

3 埋立面積

1,097.09 m²

4 埋立ての目的

本市が整備する漁船係留施設及び漁具保管修理施設の用地を確保するため、公有水面を埋め立てるものである。

5 埋立地の用途

漁港施設用地

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

着工の日から 2 年以内

参 考

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号) 抜 粋

第 3 条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第 2 項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ 3 週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

2 都道府県知事前項ノ告示ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ

3 第 1 項ノ告示アリタルトキハ其ノ埋立ニ関シ利害関係ヲ有スル者ハ同項ノ縦覧期間満了ノ日迄都道府県知事ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得

4 市町村長第 1 項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス